

大塚製薬株式会社と北海道教育委員会との連携概要

大塚製薬株式会社

世界の人々の健康に貢献する革新的な製品を創造するという企業理念のもと、人々の健康を身体全体で考え、「疾病の治癒」から「日々の健康増進」までを目指したトータルヘルスカンパニーとして、事業展開を行っている。

北海道教育委員会

■公共サービスの充実を図っていくため、民間企業のノウハウ、アイデアを提供いただき、官民一体となった協働を積極的に推進。
■民間企業等との協働により活力と潤いのある地域づくりを促進。

目的

教育・スポーツの振興に向けた取組等を連携・協働のもとで行うことにより、子どもの健康的な生活の実現を図る。

主な取組

- 子どもの望ましい生活習慣の定着に関すること
- 子どもの体力向上に関すること
- その他子どもの教育・スポーツの振興に関すること

連携による取組例のイメージ

大塚製薬が持つ食育や健康に関する知識やノウハウの提供・提案等



取組

食育に関する啓発活動

- 小中学生の朝食摂取の状況
【H24】 小85.9% 中82.0% → 【H29】 全ての児童生徒が「食べている」と回答

- 食育に関する講演会・イベント支援

体力向上推進に取り組む環境づくり

- 児童・生徒を対象としたスポーツイベントへの支援
～「どさん子体力アップ強化月間」～に関する普及活動への支援

北海道の子どもの教育・スポーツの振興に向けた連携に関する協定書

北海道教育委員会（以下、「甲」という。）と大塚製薬株式会社札幌支店（以下、「乙」という。）は、北海道の子どもの教育・スポーツ振興に向けた取組を相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力をを行い、北海道の子どもの教育・スポーツの振興に向けた取組等を通じて、健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 子どもの望ましい生活習慣の定着に関する取組
- (2) 子どもの体力向上に関する取組
- (3) その他子どもの教育・スポーツの振興に向けた取組

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに、甲又は乙より終了の申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密及び個人情報について、目的外に利用し、又は相手方の承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年11月22日

甲 北海道教育委員会
教育長 柴田 達



札幌市中央区大通西6-1
乙 大塚製薬株式会社札幌支店
支店長 高谷 浩司

